

政府情報システム刷新有識者会議 における検討状況について

平成 24 年 7 月 12 日
内 閣 官 房

これまでの電子政府の取組

- 1960年代からの気象、統計、国税、社会保険、登記、特許などへの電子計算機導入以来、大量定型業務の機械化・自動処理など、行政へのIT利用は急速に拡大。
- さらに、90年代の1人1台PC導入、ネットワーク化を通じ、全行政分野における業務処理、情報共有・提供等の通常事務でIT化が広範に浸透。システムの設計・開発、運用・管理業務については、民間にほぼアウトソーシングしているのが現状。
- 直近では、これまで各行政部門に浸透・定着したITについて、業務の見直しとともにシステム刷新、各省システムの共通化（府省共通システムの導入）等を行う「業務・システム最適化」及び「行政手続のオンライン利用促進」の取組を全政府的に展開。

<主な取組事例>

● 登記業務

登記事項証明書（昔の登記簿謄本）の交付等の事務は、民間委託、登記申請のオンライン化、システムのオープン化・集約化等により、合理化。

※登記等の職員について、直近10年間で▲2,743人純減

● 国税徴収業務

国税電子申告・納税システム（e-Tax）導入により、所得税、法人税等申告3,700万件のうち、4割強がオンライン化。

※電子申告に係る還付期間を短縮
（書面 1～1か月半⇒電子申告 3週間）

● 輸出入・港湾手続関係業務

輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を中心に、出入港、通関、検疫等が相互に連携し、手続を一括処理化（ワンストップ化）。

※入港許可手続（海上貨物等）に係る所要時間を大幅に短縮。
168.2時間（H3）
⇒63.8時間（H18）

● 文書管理業務

各府省それぞれとなっていた文書管理のルールを見直し、システムを一元化（電子決裁の導入等）。また、情報公開法の円滑な運用に資するため、同システムで管理している行政文書ファイルに係る情報を、インターネットで効率的に公開。

※行政文書ファイル数 894万件

政府情報システム刷新有識者会議について

- 政府情報システム刷新に係る検討の場として、IT戦略本部及び行政改革実行本部の下に、「政府情報システム刷新有識者会議」を設置。（IT戦略本部と行政改革実行本部が連携）

行政改革実行本部

本部長：内閣総理大臣、本部長代行：副総理
副本部長：内閣官房長官、総務大臣、財務大臣
本部員：他の全ての国務大臣

連携

IT戦略本部

本部長：内閣総理大臣
副本部長：内閣府特命担当大臣（科学技術政策）
内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣
本部員：他の全ての国務大臣及び民間有識者

政府CIO制度の導入等、電子行政、
情報システムについて従前から検討

政府情報システム刷新有識者会議

レガシーシステム^(注)刷新、政府情報システムの統合・集約化、政府CIO制度などを議論

【構成員】(50音順、敬称略)

	遠藤 紘一	リコージャパン株式会社顧問
(座長代理)	大山 永昭	東京工業大学情報工学研究所教授
	川島 宏一	佐賀県特別顧問
(座長代理)	國領 二郎	慶應義塾大学総合政策学部長
(座長)	森田 朗	学習院大学法学部教授
	横塚 裕志	東京海上日動システムズ株式会社代表取締役社長

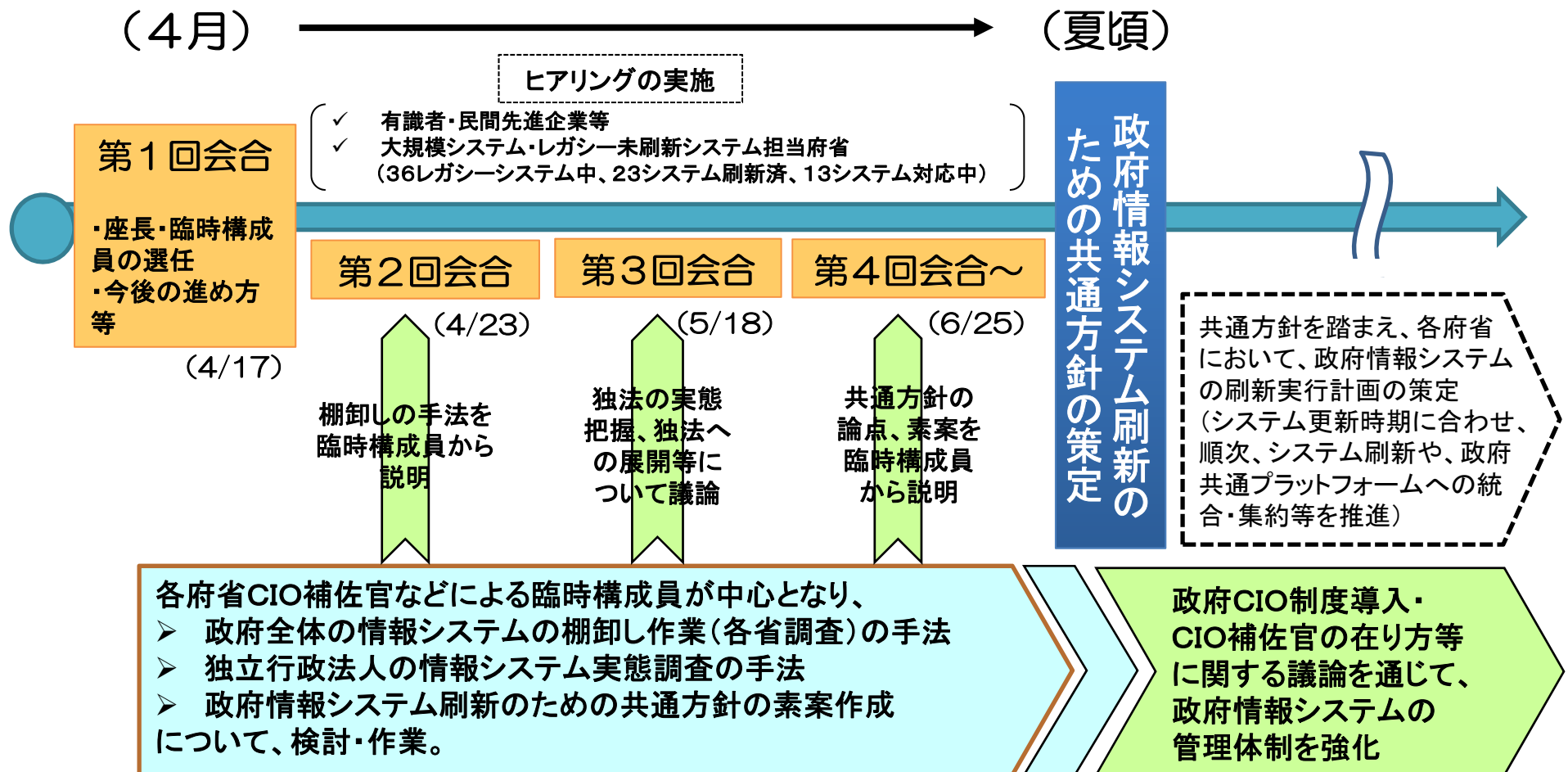
※各省CIO補佐官や民間有識者が臨時構成員として参画

※ 夏頃までに、「政府情報システム刷新のための共通方針」の策定を目指す。

(注) レガシーシステム：メインフレーム、専用端末、専用回線を中心とした大規模な旧式システムで、特定ベンダと随意契約が継続しているシステム

政府情報システム刷新有識者会議の検討状況

□ 政府情報システム(政府全体で約2000システム)の棚卸し、独法の情報システムの実態調査などに早々に着手し、当面は、夏頃までに、レガシーシステム刷新、政府情報システムの統廃合・集約化等のための「政府情報システム刷新のための共通方針」策定を目指す取組を展開。



共通方針に向けた検討事項

政府CIO制度の導入を念頭に、5年間を目途に取り組む施策について検討中

システム刷新

現在の政府情報システムに対し、民間的改革視点を取り入れつつ、

- ・ 政府情報システムのコンパクト化
 - ① 政府共通プラットフォームへの段階的な統合・集約化
 - ② 一部残存している旧式（レガシー）システムの刷新
- ・ 整備未了の府省共通システム（例：人事・給与はH22～27年度にかけて、旅費等はH26年度から、全府省に順次導入予定）の確実な導入、利用の徹底
- ・ 政府内部のワークスタイル刷新による生産性向上（タブレット導入等）

業務改革

政府情報システム刷新に当たっては「業務改革」が重要。特に、今国会に法案提出中のマイナンバー制度（平成27年から利用開始）について、関連する情報システムの整備に当たり、マイナンバーを使った業務プロセスの設計、制度間の情報連携による業務処理・国民向けサービスの見直しに取り組むことが必要。

IT投資管理

各府省で行うIT投資について、政府全体を通じた効果の最大化とリスクの最小化を目指し、府省横断的な以下の新たな枠組み（フレームワーク）を整備。併せて、IT人材の育成・確保も重要な課題。

- ① 事前評価（成果目標の明確化、投資額の妥当性やリスク分析等）
- ② 進捗状況の管理（作業の遅れや品質劣化を防止するためのレビューの実施）
- ③ 事後評価及び各府省のIT投資の状況の公表

政府CIO制度創設に関する方針

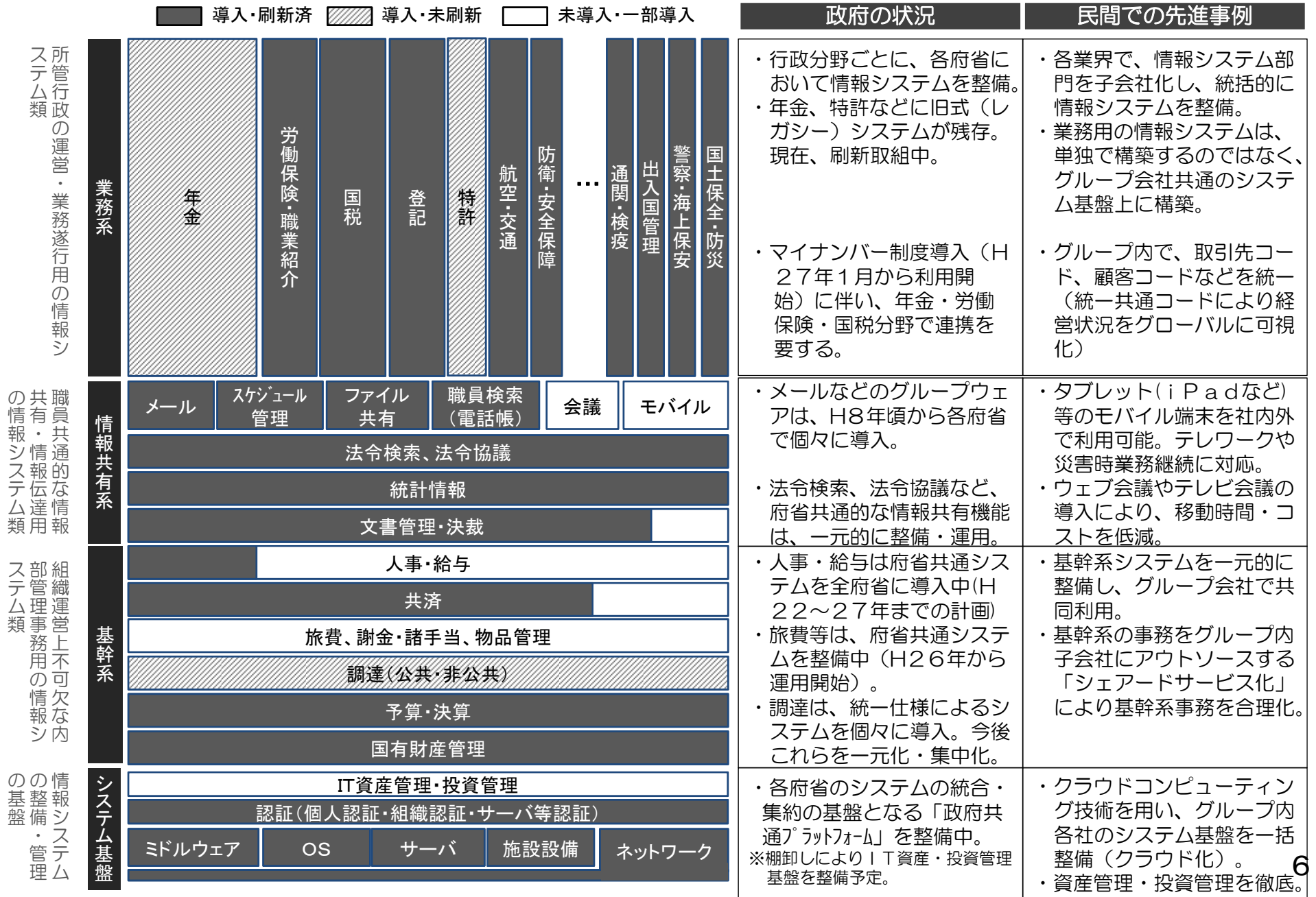
第4回政府情報システム刷新有識者会議古川大臣ご発言概要（平成24年6月25日）

前回の有識者会議において、岡田副総理から政府CIOに関して御発言がありましたが、私の方から、本件について、御報告させていただきます。

これまでの本有識者会議での御議論をお聞きしていると、やはり、政府CIOの早期設置が必要であると感じています。そこで、7月を目途に、政府CIOを設置し、政府情報システムの刷新を推進する体制を整備したいと思います。政府CIOの体制等、具体的な事項については、現在、政府内で検討しておりますので、いずれ、整理ができた段階で、御報告させていただきますが、新たに設置する政府CIOの下、刷新の取組を強力に推進していきたいと考えています。

また、政府CIOの位置づけを明確にして、より実効あるものとするため、権限等について定める法案を、来年の通常国会に提出するための検討を早急に開始したいと思います。

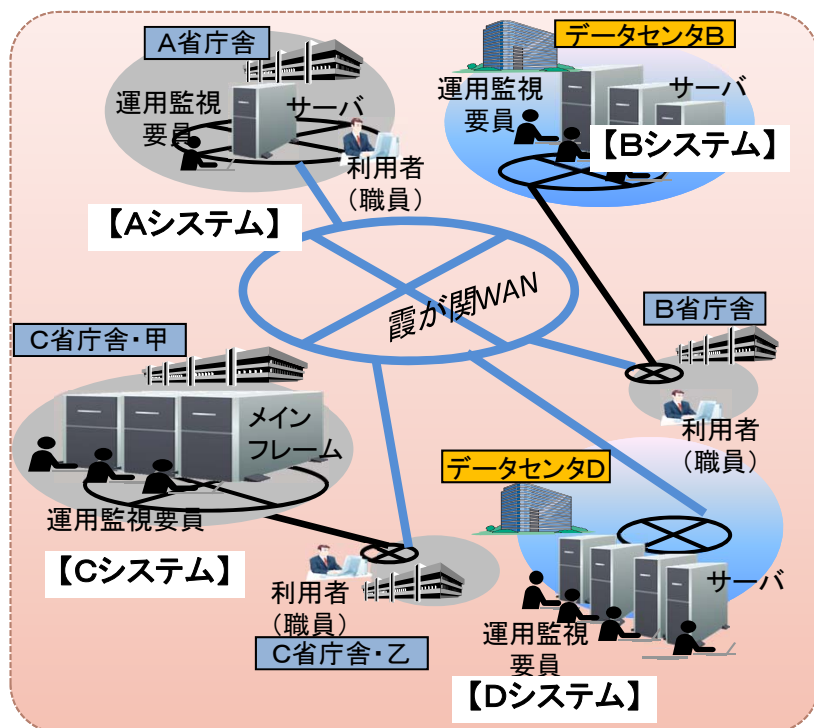
(参考1) 電子政府のシステム整備状況(体系図)と官民比較



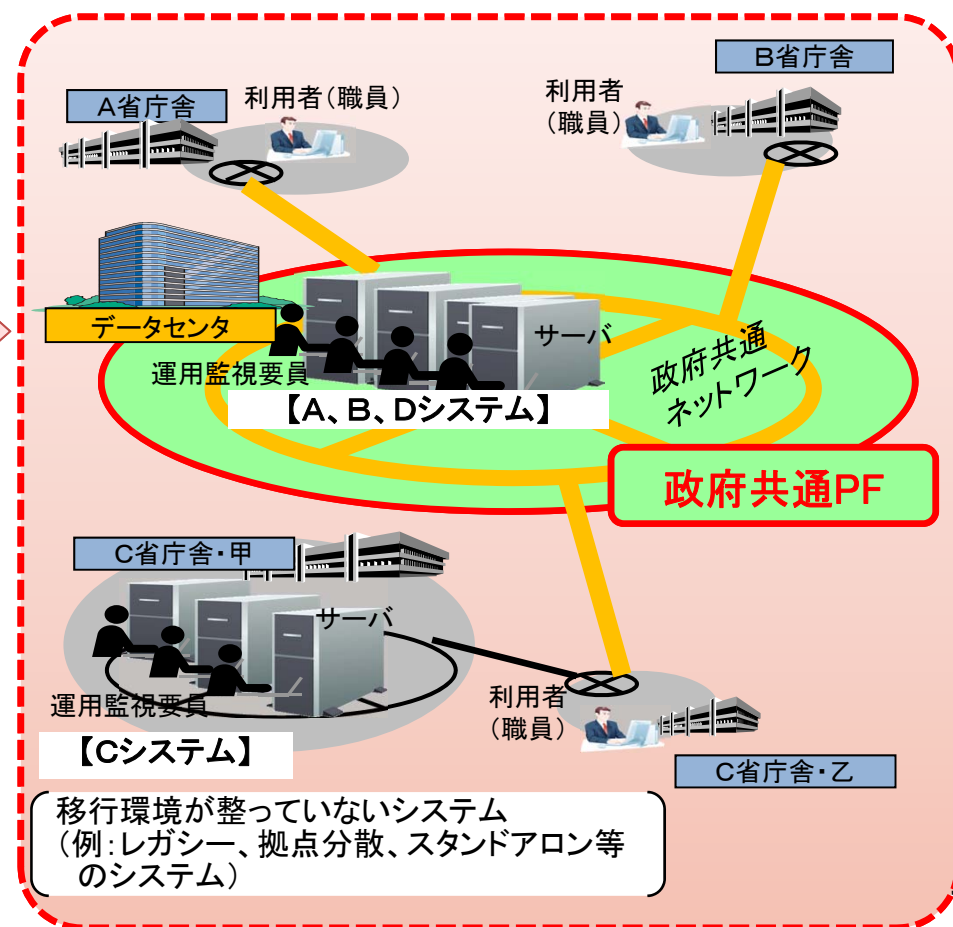
(参考2) 政府共通プラットフォームの概要

- 「新たな情報通信技術戦略」(H22.5.11高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)に基づき、クラウドコンピューティング技術を活用した「政府共通プラットフォーム」を整備。現在各府省が別々に整備・運用している政府情報システムを可能なものから順次これに統合・集約化し、政府情報システム全体の運用コストの削減等を図る。
- 平成24年度中の運用開始を目指し、設計・構築作業を実施中。

【政府共通プラットフォーム整備前】



【政府共通プラットフォーム整備後】



(参考3)行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案(抄)

○ 行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案(抄) 平成24年4月通常国会提出(衆法第7号)

第二章 行政改革の基本方針

第一節 通則

(行政構造改革会議による政府の講ずべき措置の調査審議及び提言)

第六条 行政構造改革会議は、第三節に掲げる重点分野について、当該重点分野ごとに定める行政改革の基本方針に基づき、政府の講ずべき措置を調査審議し、内閣総理大臣に提言するものとする。

2 (略)

第三節 行政構造改革会議の調査審議及び提言に係る重点分野及び各重点分野における行政改革の基本方針

第三款 行政機関の情報システム等に関する分野

(行政機関の情報システムの改善又は刷新等に関する検討)

第三十四条 行政機関の情報システムに関しては、その現況並びに短期及び中長期の見通しを踏まえ、その統廃合等を含めた改善又は刷新について検討するとともに、国民の利便性の向上、行政手続の簡素化、行政の事務及び事業の効率化並びに情報システムに係る経費の削減等の観点(以下「国民の利便性向上等の観点」という。)を踏まえて、当該改善又は刷新に係る効果の定量的な評価及び公表の在り方について検討するものとする。

(行政機関の情報システムに係る管理体制に関する検討)

第三十五条 行政機関の情報システムに係る管理体制に関しては、国民の利便性向上等の観点を踏まえ、各府省の情報システムを統括管理する責任者(その職務を補佐する者を含む。)その他の各府省における管理体制及びこれを政府全体として府省横断的に統括する制度の整備の在り方について検討するものとする。

(行政の情報化の推進に関する検討)

第三十六条 行政の情報化の一層の推進に関しては、その効果を分かりやすい形で公表し、国民の理解に資するため、国民の利便性向上等の観点を踏まえて、当該効果の定量的な評価及び公表の在り方について検討するものとする。